

令和 7 年

第 1 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

公開用

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ページ
1	議会の委任による専決処分の承認について	1
2	専決処分の承認について (令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第7号))	別 冊
議 案 番 号	件 名	ページ
1	令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)	別 冊
2	令和6年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)	別 冊
3	令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	別 冊
4	令和6年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算 (第1号)	
5	令和6年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)	
6	令和6年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	
7	令和6年度阿久根市水道事業会計補正予算(第1号)	
8	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	3
9	阿久根市監査委員条例及び阿久根市水道事業の設置等に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	6

10	阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
11	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
12	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
13	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
14	阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
15	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	35
16	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	37
17	令和7年度阿久根市一般会計予算	別 冊
18	令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別 冊
19	令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
20	令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算	
21	令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
22	令和7年度阿久根市水道事業会計予算	

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年2月25日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第1号

損害賠償の額を定め、和解することの専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月7日

阿久根市長 西平良将

1 概要

令和6年11月11日、公用車運転中に誤って相手方の門扉土台に接触し、損傷させたものである。

2 相手方

- (1) 住所 ※※※※※※※※※※
- (2) 氏名 ※※※※※※※※※※

3 損害賠償の額

326,700円（門扉土台の修理費）

専決処分する理由

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項の指定について（平成24年9月26日議決）の定めるところにより、専決処分する。

議案第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行により、懲役及び禁錮に代えて拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(阿久根市議会の個人情報の保護に関する条例及び阿久根市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 阿久根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年阿久根市条例第2号)第53条から第55条まで

(2) 阿久根市個人情報保護法施行条例(令和5年阿久根市条例第1号)附則第3条第3項及び第4項

(一般職に属する職員の給与に関する条例及び阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 一般職に属する職員の給与に関する条例(昭和26年阿久根市条例第1号)第11条の3第3号及び第4号並びに第11条の4第1項第1号及び第3項第1号

(2) 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和48年阿久根市条例第14号)第4条第1号

(阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年阿久根市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（一般職に属する職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条第1号の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例第11条の4第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第9号

阿久根市監査委員条例及び阿久根市水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市監査委員条例及び阿久根市水道事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されたことから、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市監査委員条例及び阿久根市水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

(阿久根市監査委員条例の一部改正)

第1条 阿久根市監査委員条例(昭和39年阿久根市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第199条第6項」の次に「若しくは第7項、第235条の2第2項」を加え、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第5条第2項中「第199条第2項」の次に「、第5項」を加える。

(阿久根市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 阿久根市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年阿久根市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中阿久根市監査委員条例第3条の改正規定(「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める部分に限る。)及び第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第10号

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が改正されたことから、関係条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「とあるのは「第15条第1項」を「とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項」に改め、「介護」と、」の次に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 阿久根市職員の育児休業等に関する条例（平成4年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第11号

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第12号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第3号中「、第164条、第168条第7項、同条第8項又は第169条第2項」を「又は第164条」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同条第5項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第13号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

人事院の勧告等に準じ、一般職に属する職員の給与を改定する等の
ため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第11条の5第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	

30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	

65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			

	99		301,000	349,200				
	100		301,400	349,500				
	101		301,600	349,800				
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

第2条 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「障害」を「障がい」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第8条の4第1項中「指定する職員」の次に「（以下「管理職員」という。）」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項ただし書中「同項」を「第1項」に、「勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつて」を「勤務の場合において、当該勤務が勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務に該当するとき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等に含

まれる時間を除く。) であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第11条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第11条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第15条の2中「、第7条、第7条の3、第7条の5」を削る。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	

30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	

65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			

	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、附則第3条から第5条まで及び第7条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第11条の2及び第11条の5の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職に属する職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例第6条の

規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障がいがある者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障がいがある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（規則への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第7条 阿久根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和5年阿久根市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第19条中「、第7条、第7条の3、」を「及び」に改める。

附則別表 号給の切替表（附則第3条関係）

一般行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11

28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42

59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		

90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第14号

阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例

阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年阿久根市条例第39号）の一部を次のように改正する。

	「		「		
		30年以上		30年以上 35年未満	35年以上
		円		円	円
別表中		979,000	を	979,000	1,079,000
		909,000		909,000	1,009,000
		849,000		849,000	949,000
		809,000		809,000	909,000
		734,000		734,000	834,000
		689,000		689,000	789,000
		」			」
				に改める。	

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の阿久根市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第15号

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

老朽化等した市営住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例

阿久根市営住宅条例（平成10年阿久根市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表8の項戸数の欄中「4」を「3」に改め、同表中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から36の項までを1項ずつ繰り上げ、同表37の項戸数の欄中「2」を「1」に改め、同項を同表36の項とし、同表中38の項から52の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

番所丘公園のキャンプ場にオートキャンプの区画を設置するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例

阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(4)のクの表キャンプ場の部を次のように改める。

キャンプ場	区画使用料（オートキャンプ以外）	宿泊1区画1泊につき	3,000
		日帰り1区画1日につき	1,500
	区画使用料（オートキャンプ）	宿泊1区画1泊につき	4,000
		日帰り1区画1日につき	2,000
	区画使用料（ドッグラン付オートキャンプ）	宿泊1区画1泊につき	5,000
		日帰り1区画1日につき	2,500
	入場料（大人）	1人1回につき	300
	入場料（高校生以下）		100

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

